

川崎認定保育園の御案内

横浜市と川崎市の待機児童対策に関する連携協定により、横浜市民の方が川崎認定保育園を利用される場合は、次のとおり助成対象となっています。

① 横浜市民も、要件があれば、川崎市民と同様に助成対象児童となります

横浜市と川崎市の待機児童対策に関する連携協定に基づき、要件があれば川崎市民と同様、横浜市民も3歳児（※1）まで、川崎認定保育園の運営費の助成対象児童（※2）となります。
なお、手続きには給付認定決定通知書の写しが必要です。（※2）（※3）

- ※1 年齢については各年度の4月1日の満年齢が基準です。
- ※2 助成対象児童となるためには、給付認定決定通知書※3の写し、児童票就労証明書等要件確認書類等を提出いただきます。
- ※3 給付認定申請は、お住まいの区こども家庭支援課が申請窓口です。（認可保育所や小規模保育事業等の利用申請をされた方は、同時に給付認定申請をしていただいておりますので、改めて申請して頂く必要はありません。）
川崎認定保育園を利用開始する月の前月末までに申請が必要です。
- ※4 児童が、月の初日より川崎認定保育園（横浜保育室）に在籍し週4日以上通園しており、幼稚園等その他の施設には在籍していないこと。

② 保育料が川崎市民の助成対象児童と同等の扱いになります

助成対象児童と助成対象外児童が別の料金設定になっている施設については、助成対象児童の要件があれば、横浜市民も川崎市民と同じ助成対象児童の料金設定となります。

③ 横浜保育室を利用される場合と同等の保育料軽減が受けられます

助成対象児童の要件がある0歳から2歳児のうち、給付認定決定通知書の負担区分がA階層からD14階層である横浜市内在住の世帯の場合は、横浜保育室と同様の保育料軽減の対象となります。

詳細につきましては、裏面をご覧ください。

※E0～E5についても保育料軽減対象に含みます。

④ 保育所等利用調整での扱いが、横浜保育室と同じになります

横浜市の保育所等の利用調整基準において、川崎認定保育園の在籍児は、横浜保育室在籍児と同様の取り扱いになります。（横浜市の保育所や、小規模保育事業等を申込む際は、「川崎認定保育園在籍等証明書」をお住まいの区こども家庭支援課へご提出ください。）

（問合せ先）

- ① ②について・・・川崎市こども未来局子育て推進部（電話）044-200-3128
- ③ ④について・・・横浜市こども青少年局保育・教育運営課（電話）045-671-3564

保育料の軽減について

給付認定決定通知書の負担区分に応じて、次のとおり、軽減額が異なります。保育料の算定控除額を超える月極保育料が軽減されます。(軽減前の保育料は各施設が独自に設定しています。)

●保育料軽減助成区分及び限度額

軽減区分ごとに、月極保育料の算定控除額を超える額と、軽減額を比較し、いずれか少ない額を軽減します。

軽減区分	支給認定決定通知書より [階層区分]市民税の範囲	軽減助成額 (上限)	算定控除額
ア	[D14] 228,900 円以下 [D12] 174,901 円以上	10,000 円	38,100 円
イ	[D11] 174,900 円以下 [D9] 120,601 円以上	20,000 円	28,100 円
ウ	[D8] 120,600 円以下 [D6] 77,101 円以上	30,000 円	18,100 円
エ	[D5] 77,100 円以下 [D3] 48,601 円以上 ※E3,E4,E5 含む	40,000 円	8,100 円
オ	[D2] 48,600 円以下 [C] 市民税均等割りのみ ※E0,E1,E2 含む	50,000 円	5,000 円
カ	[A] ~ [B] 市民税非課税	58,100 円	0 円

【例】① (2歳)、負担区分はD10階層 (イ区分)、保育料は 80,000 円の場合

〔軽減額は?〕: 月極保育料 80,000 円 - 算定控除額 28,100 円 = 51,900 円①

51,900 円① > 軽減額 20,000 円となり、**少ない方の額 20,000 円が軽減額**です。

〔負担額は?〕 月極保育料 80,000 円 - 軽減額 20,000 円 = **60,000 円が負担額**となります。

【例】② (2歳)、負担区分はD10階層 (イ区分)、保育料は 45,000 円の場合

〔軽減額は?〕: 月極保育料 45,000 円 - 算定控除額 28,100 円 = 16,900 円①

16,900 円① < 軽減額 20,000 円となり、**少ない方の額 16,900 円が軽減額**です。

〔負担額は?〕 月極保育料 45,000 円 - 軽減額 16,900 円 = **28,100 円が負担額**となります。

【例】③ (2歳)、負担区分はD10階層 (イ区分)、保育料は 25,000 円の場合

〔軽減額は?〕: 月極保育料 25,000 円 - 算定控除額 28,100 円 = -3,100 円 **マイナスの場合、軽減額は 0 円**です。

〔負担額は?〕: 保育料 25,000 円 - 軽減額 0 円 = **25,000 円が負担額**となります。